

# 勧誘・声かけ・説得

# 契約締結

# 撮影

# 公表

※事実行為も含まれる



**1か月**  
[時期の規制]

**4か月**  
[時期の規制]

**撮影の拒否**  
(性行為は拒否可能)

**映像の確認**

## 相 談 体 制

### 書面交付義務

- 出演する作品がAVであること
- 撮影の日時場所
- 性行為に係る姿態の具体的内容
- 相手方を特定できる情報
- 作品の公表の具体的方法・期間
- 公表を行う者を特定できる情報
- 内閣府令で定める事項

### 説明義務

- 上記の各項目
- AVの撮影・公表、出演契約の解消に関するルールの内容
- 顔の映像等により、出演者が特定される可能性があること
- 相談窓口の名称、連絡先等
- 内閣府令で定める事項

違反

契約締結過程に  
瑕疵あり

**取消可能**

取消権行使について期間制限なし  
(消滅時効期間は5年)

制作公表者等による  
債務不履行・  
法定義務違反

**解除可能**

解除権行使について期間制限なし  
(消滅時効期間は5年)

契約締結過程に  
瑕疵なし

公表まで  
**無条件に  
解除可能**

公表後、1年  
**無条件に  
解除可能**

取消・解除後の対応

**プロバイダ責任制限法の特例**  
映像がネット上に拡散することを防止するための

公表がされている場合の**差止請求権**

### 関連罰則

不実告知又は威迫・困惑行為をした場合：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金  
契約書等交付義務違反・説明義務違反の場合：6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

**検討条項：2年以内に見直し**

経過措置  
(2年間)

公表後、2年  
**無条件に解除可能**